

オ 土地の公有化

自然環境の保全を積極的に推進するため、自然環境保全基金制度を47年度に設置し、自然環境保全地域、自然公園の集団施設地区等について、市町村と共同して土地の公有化を進めてきたところ、公有化した土地は13年度末現在で約142haとなっている。

2 自然とのふれあいの確保

(1) 自然とのふれあいの状況

地域の特性に応じた自然を保全しながら、多様な自然とのふれあいの場を確保していくためには、自然保護に関する施策を積極的に展開する必要がある。

昭和49年度に全国に先駆けて発足させたナチュラリスト^{*1}(自然解説員、14年3月末現在471人)による自然解説のほか、自然公園指導員、自然保護指導員、鳥獣保護員、バードマスター^{*2}(野鳥観察指導員、14年3月末現在109人)の活動により、自然保護思想の普及・啓発を積極的に図っている。

また、自然への理解を深め、自然保護思想の普及啓発を図るため、みどりの日、愛鳥週間、自然に親しむ運動月間、全国自然歩道を歩こう月間などにおいて、広く県民が参加できる自然観察会や探鳥会、講演会を毎年開催している。

さらに、国立公園、国定公園などの自然公園においては、すぐれた自然の風景地を保護しながら、その地区の特性や利用状況に応じ、歩道や公衆トイレ等の整備を進めるとともに、適切な維持管理を行ってきた。

県では、本県のすぐれた自然の風景地を県立自然公園として5か所を指定するとともに良好な自然環境を適正に保全するため、11地域の自然環境保全地域を指定しており、これらの地域についてはできるだけ自然のまま

^{*1}ナチュラリスト … 県が自然公園等を訪れる利用者に自然への理解を深め、自然保護の重要性について普及啓発するために設けている富山県自然解説員をいう。

^{*2}バードマスター … 県が野鳥観察を正しく指導するために設けている富山県野鳥観察指導員をいう。

の姿で保護し、すぐれた自然を後世に伝えていくよう努めているほか、都市近郊の身近なすぐれた風景地12か所を県定公園に指定し、関係市町村が歩道や広場等の整備を進め、管理している。

県内の自然公園等の現況は、図1-33、県定公園の概要は、表1-41のとおりである。

図1-33 自然公園等の現況

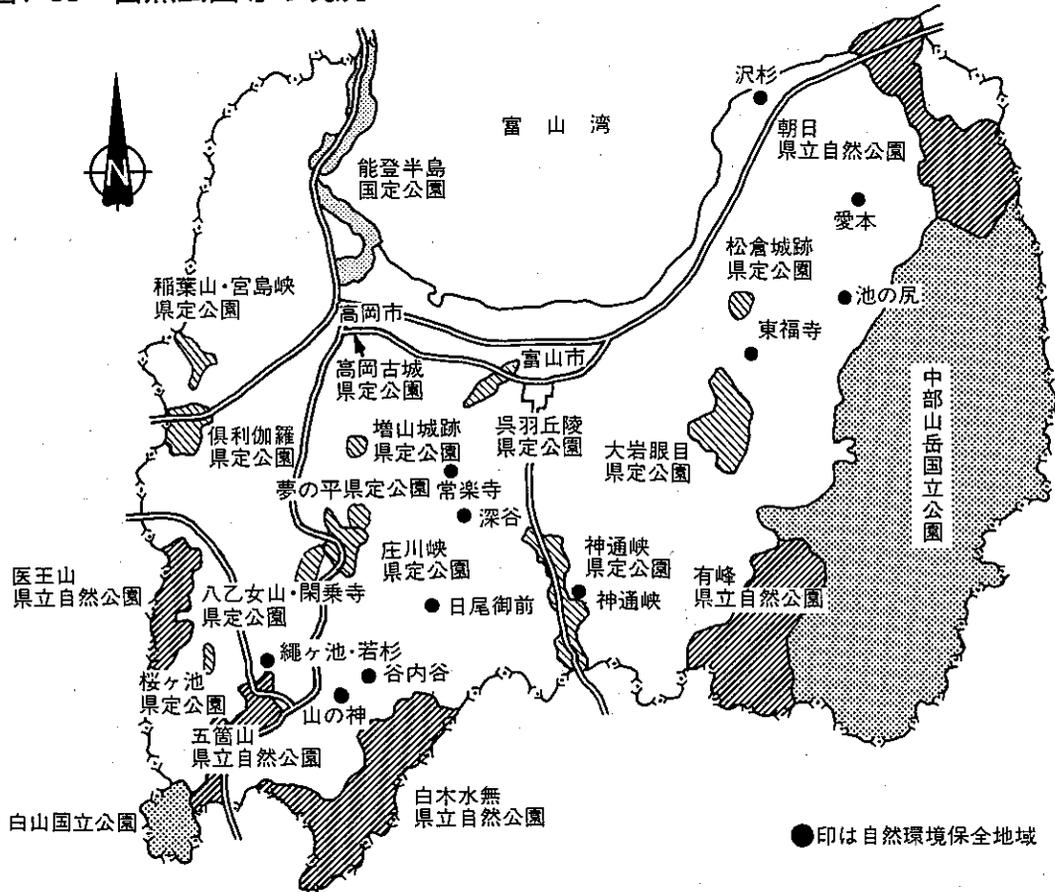


表1-41 県定公園の概要

名称(所在地)	面積 [ha]	指定年月日	備考
神通峡 (大沢野町・細入村)	1,160	昭和42年10月7日	
呉羽丘陵 (富山市)	487	〃	一部都市公園と重複
高岡古城 (高岡市)	22	〃	都市公園と重複
俱利伽羅 (小矢部市)	758	〃	
庄川峡 (庄川町)	835	昭和43年4月16日	一部都市公園と重複
大岩眼目 (上市町)	2,880	昭和44年10月25日	
松倉城跡 (魚津市)	1,083	平成4年3月26日	
増山城跡 (砺波市)	345	〃	一部都市公園と重複
夢の平 (〃)	221	〃	
稲葉山宮島峡 (小矢部市)	757	〃	
桜ヶ池 (城端町)	485	〃	一部都市公園と重複
八乙女山・閑乗寺 (井波町・庄川町)	633	〃	一部都市公園と重複
計	9,666		

また、自然博物館や野鳥の園などの県民公園でも、自然とふれあうための施設整備が進められている。

県民公園は、置県百年を記念して、県民の誰もが利用できる総合レクリエーションの場として整備されたもので、表1-42のとおり、都市公園である新港の森、太閤山ランド及び自然風致公園である頼成の森、自然博物館（ねいの里）、野鳥の園がある。また、県民公園と有機的かつ一体的に機能する施設として、自然博物館センターや中央サイクリングロード、いこいの村がある。

このほか、太閤山ランドから野鳥の園、自然博物館を経て、頼成の森に至る延長19kmの公園街道が整備されている。

表1-42 県民公園の概要

種 別	名 称	規 模	設 置 の 目 的	開 設 年 月 (昭和)
都 市 公 園	県民公園新港の森	25ha	①公害の防止のための緩衝緑地の確保 ②県民に休息、散歩、遊戯、運動等総合的なレクリエーションの場の提供	57年10月
	県民公園太閤山ランド	118ha	県民に休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的なレクリエーションの場の提供	58年7月
自 然 風 致 公 園	県民公園頼成の森	110ha	県民に森林を生かした休養の場の提供	50年4月
	県民公園自然博物館（ねいの里）	13ha	県民に自然に関する学習の場の提供	56年6月
	県民公園野鳥の園	73ha	①野鳥の保護 ②県民に自然の探勝の場の提供	60年10月
指 定 公 園	中央サイクリングロード	延長 19km	県民公園と有機的かつ一体的に機能する公園その他のレクリエーション施設	52年4月
	自然博物館センター	0.8ha		56年6月
	いこいの村	17ha		54年5月
(遊歩道)	公園街道	延長 19km	県民公園を結ぶ自然歩道	58年4月

注 中央サイクリングロードには、富山市花ノ木から小杉町黒河までの間、遊歩道が併設されている。

また、家族づれや若者たちが、恵まれた自然の中で健全なレクリエーション活動を楽しむ場として、立山山麓の大山町あわすの平に「立山山麓家族旅行村」が、福岡町五位地区に「とやま・ふくおか家族旅行村」が設置されている。

(2) 自然とのふれあいの確保

ア 自然公園等の管理

(ア) 現地管理

中部山岳国立公園一帯においては、春から秋にかけて利用者が集中する室堂及び剣沢地区に管理職員が常駐（室堂地区4月～11月、剣沢地区6月～10月）し、自然保護パトロール、施設の維持管理、登山者、キャンパー等の利用者指導を行った。

自然環境保全地域については、5月から11月までの間、各地域に巡視員を配置し、巡回を行っているほか、縄ヶ池・若杉自然環境保全地域において案内標識の整備を行った。

なお、県定公園の管理については、県定公園規則の趣旨にのっとり、関係市町村において行っている。

(イ) N.P.C.(ナショナルパーククリーン)作戦

国立公園利用者及び事業者の美化意識の向上を図り、ごみ持ち帰り運動を一層推進するキャンペーンとして、N.P.C.作戦により、ごみ袋、ポスター等を配布した。また、立山黒部環境保全協会が実施するごみ持ち帰り運動に助成するとともに、各施設のごみを国立公園区域外へ搬出し、自然環境の保全に努めた。

さらに、生態系への影響が懸念されるし尿や雑排水の処理に対応した施設の新設、増設等を行う山小屋3件にその経費の一部を補助した。

(ウ) 山岳遭難防止等

毎年、12月1日から翌年5月15日までの登山届出条例適用期間において、劔岳一帯での遭難事故を防止するため、馬場島をはじめ各主要地点に登山指導員を配置し、登山届出内容のチェック、装備、行程等

の指導、現場の登山者との緊急連絡にあたっている。また、春山スキー（4月～5月）、初滑り（11月）の両シーズンには、室堂を中心に指導員を配置し、スキーヤーの遭難事故防止や環境保全に努めている。

さらに、利用最盛期には、室堂（5月1日～5月6日と7月17日～8月16日）に立山診療所、剣沢（7月20日～8月20日）と雷鳥沢（7月15日～8月25日）には山岳診療所を開設して、負傷者や急患の診療を行っている。そのほか、県山岳遭難対策協議会が実施している登山者への登山指導等の事業に対し、県費助成を行った。

(エ) 美化清掃、施設維持管理等

全国統一の自然公園クリーンデーに呼応し、ごみの持ち帰り運動など、美化清掃活動を行った。また、剣沢公衆便所では、し尿とペーパー類の分別を促すため、使用済みペーパーの回収ボックスを引き続き配置するとともに、利用者に対する普及啓発とトイレ管理に役立てるため、チップ制を継続した。

イ 自然公園等の施設整備

県民が自然にふれ、親しみ、自然への関心を高めることができるよう、すぐれた自然の風景地を保護しながら、その地区の特性や利用状況に応じ、中部山岳国立公園において特に利用が集中している室堂平、太郎平等において、日本百名山と称される山々に至る登山道の整備を行った。

また、立山登山の拠点である一ノ越において、自然エネルギーの利用や処理水を浄化循環させて再利用するなど自然環境に配慮し、全国のモデルとなる環境配慮型簡易水洗式山岳公衆トイレを整備したほか、能登半島国定公園の二上山鉢状園地においても、処理水循環型の公衆トイレを整備した。

手軽に楽しく安全に、すぐれた風景地等を歩くことにより、沿線の豊かな自然環境や自然景観にふれ、富山県の風土を再認識し、併せて自然保護に対する意識を高めることを目的に行ってきた中部北陸自然歩道の整備が完了し、その普及啓発と利用者への便宜を図るため、パンフレットを作成して市町村等関係機関に配布した。

ウ 自然保護思想の普及啓発

(ア) ナチュラリスト等による普及啓発

自然公園を訪れた人々に、より一層自然への理解を深めてもらうとともに、訪れる利用者によって、すぐれた自然環境が損なわれないよう、ナチュラリスト、バードマスター、自然公園指導員等の活動を通じて自然環境保全のための知識とモラルやマナーについて普及、啓発を行った。

また、(財)とやま環境財団内に設置したナチュラリストバンクでは、個別団体の要請に対し、ナチュラリストを派遣している。

(イ) 自然環境保全講演会の開催

11月11日、富山市において一般県民を対象に、五十嶋博文氏（富山県警察山岳警備協力隊顧問）による「安全な登山を楽しむために」、本田恭子氏（環境教育ネットワーク「とやまエコひろば」世話人代表）による「里山を楽しむ森づくり」と題して、自然環境保全講演会を開催した。

(ウ) 鳥獣保護員等の配置

鳥獣保護員を県内に49名配置し、鳥獣保護の実施と啓発を図った。

(エ) 愛鳥思想の普及啓発

5月10日からの愛鳥週間に開催される各種行事により、愛鳥思想の普及啓発を図るとともに、鳥獣保護員やバードマスター制度の活用により、野生動物の保護と保護思想の啓発を図った。

(オ) ジュニアナチュラリストの養成

自然に対する関心を深め、自然を尊び、自然を愛する気持ちを身につけることを目的に、中学校卒業生から20歳未満を対象とした自然保護講座（ジュニアナチュラリスト養成コースⅡ）を開催し、29名を認定した。